

「所定疾患施設療養費（Ⅱ）」に基づく適切な治療への取り組みについて

いつもステップハウス宝塚のホームページをご覧ください、ありがとうございます。

当施設では、入所様様が施設内で安心して健やかな毎日を過ごせるよう、日々の健康管理と医療ケアの充実に努めております。

厚生労働省の規定に基づき、当施設が算定している「所定疾患施設療養費（Ⅱ）」について、皆様に分かりやすくご紹介いたします。

「所定疾患施設療養費（Ⅱ）」とは？

介護老人保健施設（老健）において、入所様様に特定の疾病（下記の対象疾患）が発生した場合、施設内の医師が適切な治療（投薬、検査、注射、処置など）を迅速に行った場合に、1回に連続する10日間を限度とし、算定される加算費用です。

対象となる具体的な病気（疾患）

以下の病気が発症、あるいは増悪（悪化）し、施設内で治療を行った場合が対象となります。

- 1.肺炎（はいえん）
- 2.尿路感染症（にょうろかんせんしょう）
- 3.帯状疱疹（たいじょうほうしん）
- 4.蜂窩織炎（ほうかしきえん：皮膚の細菌感染症）
- 5.慢性心不全の増悪（まんせいしんふぜんのぞうあく）

所定疾患施設療養費(II)に係る 治療の実施状況

病名	2025年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	日数	0	6	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	13
尿路感染	人数	7	2	5	2	5	3	4	6	1	3	7	3	48
	日数	22	4	12	6	18	10	18	17	4	9	21	14	155
带状疱疹	人数	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	日数	0	10	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	15
蜂窩織炎	人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
慢性心不全の増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10